

平成 21 年度における企業結合関係届出等の動向

平成 22 年 6 月 23 日
公正取引委員会事務総局
経済取引局企業結合課

第 1 合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数及び株式所有報告書の提出件数

平成 21 年度における届出受理等の総件数は 985 件（対前年度比 2.3%減）となっており，その内訳は，合併に係る届出が 48 件（すべて国内の会社同士によるもの），分割に係る届出が 15 件（同前），共同株式移転に係る届出が 3 件（同前），事業譲受け等に係る届出が 79 件（うち外国会社からの事業譲受け等が 1 件），株式所有に係る報告等が 840 件（うち外国会社からのものが 59 件）であった（第 1 表）。

（注）合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「合併等」という。）に係る届出及び株式所有に係る報告等は，いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている（例えば，国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額（当該会社の総資産並びにその親会社及び子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。）の総資産の合計額をいう。以下同じ。）が 100 億円を超える会社と総資産合計額が 10 億円を超える会社が含まれている場合）。

第 1 表 合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数
並びに株式所有報告書の提出件数

（単位：件）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
合併届出受理件数	76 (100)	69 (91)	48 (63)
うち外国	0 (-)	0 (-)	0 (-)
分割届出受理件数	33 (100)	21 (64)	15 (45)
うち外国	0 (-)	0 (-)	0 (-)
共同株式移転届出受理件数	—	—	3 (-)
うち外国	—	—	0 (-)
事業譲受け等届出受理件数	123 (100)	89 (72)	79 (64)
うち外国	2 (100)	5 (250)	1 (50)
株式所有報告書提出件数	1,052 (100)	829 (79)	840 (80)
うち外国	87 (100)	46 (53)	59 (68)
合 計	1,284 (100)	1,008 (79)	985 (77)
うち外国	89 (100)	51 (57)	60 (67)

（注 1）カッコ内は，平成 19 年度を 100 とした場合の件数比

（注 2）株式所有報告書には，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号。以下「平成 21 年独占禁止法改正法」という。）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に基づく株式取得に関する計画届出書を含む。以下同じ。

第2 行為類型別の動向

1 合併

(1) 態様別の動向

平成21年度においては、吸収合併が48件、新設合併が0件であった。

(2) 総資産額別の動向

平成21年度においては、合併後における存続会社単体の総資産額が100億円以上のものが過半を占めている(第2表)。

第2表 合併後総資産額別合併届出受理件数(平成16年度以降)

(単位:件,()内は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計	うち外国会社 によるもの
16	4 (5.7)	8 (11.4)	8 (11.4)	27 (38.6)	9 (12.9)	14 (20.0)	70 (100.0)	0
17	5 (5.7)	11 (12.5)	5 (5.7)	31 (35.2)	17 (19.3)	19 (21.6)	88 (100.0)	0
18	1 (1.4)	11 (14.9)	6 (8.1)	39 (52.7)	6 (8.1)	11 (14.9)	74 (100.0)	0
19	4 (5.3)	7 (9.2)	2 (2.6)	38 (50.0)	11 (14.5)	14 (18.4)	76 (100.0)	0
20	0 (0.0)	9 (13.0)	6 (8.7)	36 (52.2)	8 (11.6)	10 (14.5)	69 (100.0)	0
21	4 (8.3)	10 (20.8)	3 (6.3)	21 (43.8)	6 (12.5)	4 (8.3)	48 (100.0)	0

(注1) 総資産額は、合併後における存続会社単体の総資産額である。

(注2) ()内は合計に占める割合である。以下同じ。

(注3) 独占禁止法の一部を改正する法律(平成10年法律第81号。以下「平成10年独占禁止法改正法」という。)による改正により、届出基準額(10億円超)が総資産合計額によることとされたため、合併後の存続会社単体の総資産額が10億円未満となる合併についても、届出対象となる。

第3表 合併前総資産額別合併届出受理件数(平成21年度)

(単位:件)

消滅会社の 総資産額 存続会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	3	0	0	0	1	0	4
10億円以上 50億円未満	5	4	0	3	0	0	12
50億円以上 100億円未満	3	0	0	2	0	0	5
100億円以上 500億円未満	3	8	4	6	0	0	21
500億円以上 1000億円未満	0	0	1	1	0	0	2
1000億円以上	0	0	0	1	0	3	4
合計	14	12	5	13	1	3	48

(注1) 総資産額は、合併前における存続会社及び消滅会社単体の総資産額である。

(注2) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい消滅会社を基準とした。

(3) 業種別の動向

平成 21 年度においては、サービス業が 13 件（全体の 27.1%）と最も多く、以下、製造業が 12 件（同 25.0%）、運輸・通信・倉庫業が 10 件（同 20.8%）と続いている（第 4 表）。このうち、合併後における存続会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものは 3 件（全体の 6.3%）あり、うち金融・保険業が 2 件、運輸・通信・倉庫業が 1 件であった。

第 4 表 業種別合併届出受理件数の推移（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 \ 年度	16	17	18	19	20	21
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	3 (4.3)	2 (2.3)	3 (4.1)	5 (6.6)	2 (2.9)	1 (2.1)
製 造 業	16 (22.9)	21 (23.9)	19 (25.7)	20 (26.3)	13 (18.8)	12 (25.0)
卸 ・ 小 売 業	17 (24.3)	9 (10.2)	17 (23.0)	18 (23.7)	16 (23.2)	7 (14.6)
不 動 産 業	6 (8.6)	10 (11.4)	6 (8.1)	5 (6.6)	4 (5.8)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	5 (7.1)	7 (8.0)	7 (9.5)	9 (11.8)	8 (11.6)	10 (20.8)
サ ー ビ ス 業	15 (21.4)	17 (19.3)	12 (16.2)	11 (14.5)	12 (17.4)	13 (27.1)
金 融 ・ 保 険 業	6 (8.6)	16 (18.2)	4 (5.4)	4 (5.3)	9 (13.0)	4 (8.3)
電 気 ・ ガ ス 業	1 (1.4)	1 (1.1)	3 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	1 (1.4)	5 (5.7)	3 (4.1)	3 (3.9)	5 (7.2)	1 (2.1)
合 計	70 (100.0)	88 (100.0)	74 (100.0)	76 (100.0)	69 (100.0)	48 (100.0)

（注） 業種の区分は、合併後の存続会社の業種による。

(4) 形態別の動向

平成 21 年度においては、水平関係が 42 件（全体の 65.6%）と最も多く、以下、垂直関係が 16 件（同 25.0%）、混合関係が 6 件（同 9.4%）と続いている（第 5 表）。

（注 1） 形態別とは、以下の分類による。以下同じ。

（ 1 ） 水平関係：当事会社が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合

（ 2 ） 垂直関係：当事会社が取引段階を異にする場合

（ 3 ） 混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合

地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場に供給している場合

商品拡大：関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合

純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

（注 2） 形態別の件数は、2 社による合併の場合には 1 件、3 社による合併の場合には 2 件とみなして集計している。そのため、合計件数は合併届出受理件数と必ずしも一致しない。

第5表 形態別合併件数（平成20年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

年度	形態	水平関係	垂直関係	混合関係			合 計
				地域拡大	商品拡大	純粋	
20		88 (71.5)	7 (5.7)	18 (14.6)	3 (2.4)	7 (5.7)	28 (22.8)
21		42 (65.6)	16 (25.0)	1 (1.6)	2 (3.1)	3 (4.7)	6 (9.4)
							123 (100.0)
							64 (100.0)

2 分割

（1）態様別の動向

平成21年度においては，共同新設分割が1件，吸収分割が14件であった。

（2）総資産額別の動向

平成21年度においては，共同新設分割に係る届出は，事業を承継した会社単体の総資産額が100億円以上500億円未満のものが1件のみであった（第6表）。

第6表 共同新設分割後総資産額別共同新設分割届出受理件数（平成20年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

年度	総資産額 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計	うち外国会社 によるもの
20	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0
21	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0

（注1） 総資産額は，事業を承継した会社単体の総資産額である。

（注2） 平成10年独占禁止法改正法による改正により，届出基準額（10億円超）が総資産合計額によることとされたため，事業を承継した会社単体の総資産額が10億円未満となる共同新設分割についても，届出対象となる。

第7表 共同新設分割前総資産額別共同新設分割届出受理件数（平成21年度）

（単位：件）

分割する会社2の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計
分割する 会社1の総資産額							
10億円未満	0						0
10億円以上 50億円未満	0	0					0
50億円以上 100億円未満	0	0	0				0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0			0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0		0
1000億円以上	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	0	0	1	0	0	1

（注1） 総資産額は，共同新設分割前における分割する会社（分割によりその事業の全部を又は重要部分を承継させようとする会社。以下同じ。）単体の総資産額である。

(注2) 分割する会社のうち、総資産額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。

(注3) 3社以上の共同新設分割、すなわち分割する会社が3社以上ある場合には、分割する会社1及び分割する会社2を基準とした。

また、吸収分割に係る届出は、事業を承継した会社単体の総資産額が100億円以上のものが過半を占めている(第8表)。

第8表 吸収分割後総資産額別吸収分割届出受理件数(平成20年度以降)

(単位:件,()内は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計	うち外国会社 によるもの
20	0 (0.0)	6 (31.6)	1 (5.3)	8 (42.1)	1 (5.3)	3 (15.9)	19 (100.0)	0
21	1 (7.1)	3 (21.4)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	4 (28.6)	14 (100.0)	0

(注1) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により、届出基準額(10億円超)が総資産合計額によることとされたため、事業を承継した会社単体の総資産額が10億円未満となる吸収分割についても、届出対象となる。

第9表 吸収分割前総資産額別吸収分割届出受理件数(平成21年度)

(単位:件)

分割する会社の 総資産額 承継する 会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	0	1	1	0	0	3	5
10億円以上 50億円未満	1	0	1	0	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	1	1
100億円以上 500億円未満	0	0	0	1	1	0	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	1	1
1000億円以上	0	0	1	1	0	1	3
合計	1	1	3	2	1	6	14

(注1) 総資産額は、吸収分割前における分割する会社及び承継する会社単体の総資産額である。

(注2) 2社以上からの吸収分割、すなわち分割する会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい分割する会社を基準とした。

(3) 業種別の動向

平成21年度においては、共同新設分割に係る届出は、製造業が1件のみであった(第10表)。

第 10 表 業種別共同新設分割届出受理件数の推移（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 \ 年度	16	17	18	19	20	21
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製 造 業	5 (83.3)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (100.0)
卸 ・ 小 売 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
不 動 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サ ー ビ ス 業	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金 融 ・ 保 険 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	6 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	0 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)

（注） 業種の区分は，総資産額が最も大きい分割する会社の業種による。

また，吸収分割に係る届出は，製造業及び金融・保険業がそれぞれ 4 件（全体の 28.6％）と最も多く，以下，卸・小売業及び運輸・通信・倉庫業がそれぞれ 2 件（同 14.3％）と続いている（第 11 表）。このうち，事業を承継した会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものは 4 件（全体の 28.6％）あり，うち金融・保険業が 3 件，製造業が 1 件であった。

第 11 表 業種別吸収分割届出受理件数の推移（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 \ 年度	16	17	18	19	20	21
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (15.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
製 造 業	5 (29.4)	3 (20.0)	6 (33.3)	8 (24.2)	6 (31.6)	4 (28.6)
卸 ・ 小 売 業	5 (29.4)	3 (20.0)	2 (11.1)	4 (12.1)	6 (31.6)	2 (14.3)
不 動 産 業	2 (11.8)	1 (6.7)	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.1)
運輸・通信・倉庫業	2 (11.8)	0 (0.0)	4 (22.2)	6 (18.2)	0 (0.0)	2 (14.3)
サ ー ビ ス 業	1 (5.9)	8 (53.3)	2 (11.1)	9 (27.3)	3 (15.8)	1 (7.1)
金 融 ・ 保 険 業	1 (5.9)	0 (0.0)	3 (16.7)	1 (3.0)	2 (10.5)	4 (28.6)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.5)	0 (0.0)
合 計	17 (100.0)	15 (100.0)	18 (100.0)	33 (100.0)	19 (100.0)	14 (100.0)

（注） 業種の区分は，事業を承継した会社の業種による。

（４）形態別の動向

平成 21 年度においては，共同新設分割に係る届出は，水平関係が 1 件のみであった（第 12 表）。

（注） 形態別の件数は，2 社による共同新設分割の場合には 1 件，3 社による共同新設分割の場合には 2 件とみなして集計している。そのため，合計件数は共同新設分割届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 12 表 形態別共同新設分割件数（平成 20 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

形態 \ 年度	水平関係	垂直関係	混合関係				合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計	
20	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
21	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)

また，吸収分割に係る届出は，水平関係が 7 件（全体の 46.7％）と最も多く，以下，垂直関係が 5 件（同 33.3％），混合関係が 3 件（同 20.0％）と続いている（第 13 表）。

（注） 形態別の件数は，2 社による吸収分割の場合には 1 件，3 社による吸収分割の場合には 2 件とみなして集計している。そのため，合計件数は吸収分割届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 13 表 形態別吸収分割件数（平成 20 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

年度	形態	水平関係	垂直関係	混合関係			合 計
				地域拡大	商品拡大	純粹	
20		9 (40.9)	0 (0.0)	2 (9.1)	0 (0.0)	11 (50.0)	22 (100.0)
21		7 (46.7)	5 (33.3)	0 (0.0)	1 (6.7)	2 (13.3)	15 (100.0)

3 共同株式移転

（１）総資産額別の動向

平成 21 年度においては，新設会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものが過半を占めている（第 14 表）。

第 14 表 共同株式移転後総資産額別共同株式移転届出受理件数（平成 21 年度）

（単位：件，（ ）内は％）

年度	総資産額						合計	うち外国会社によるもの
	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上		
21	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	3 (100.0)	0 (100.0)

（注 1） 総資産額は，新設会社単体の総資産額である。

（注 2） 平成 10 年独占禁止法改正法による改正により，届出基準額（10 億円超）が総資産合計額によることとされたため，新設会社単体の総資産額が 10 億円未満となる共同株式移転についても，届出対象となる。

第 15 表 共同株式移転前総資産額別共同株式移転届出受理件数（平成 21 年度）

（単位：件）

株式移転会社 2 の 総資産額	株式移転会社 1 の総資産額						合計
	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上	
10 億円未満	0						0
10 億円以上 50 億円未満	0	0					0
50 億円以上 100 億円未満	0	0	0				0
100 億円以上 500 億円未満	0	0	0	0			0
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	0	0	0		0
1000 億円以上	1	0	0	0	0	2	3
合計	1	0	0	0	0	2	3

（注 1） 総資産額は，共同株式移転前における株式移転会社（共同株式移転をする会社をいう。以下同じ。）単体の総資産額である。

（注 2） 株式移転をする会社のうち，総資産額が最も大きい会社を「株式移転会社 1」，その次に大きい会社を「株式移転会社 2」とした。

（注 3） 3 社以上の共同株式移転，すなわち株式移転会社が 3 社以上ある場合には，株式移転会社 1 及び株式移転会社 2 を基準とした。

(2) 業種別の動向

平成 21 年度においては、金融・保険業が 2 件(全体の 66.7%)と最も多く、以下、製造業が 1 件(同 33.3%)であった(第 16 表)。このうち、新設会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものは 2 件(全体の 66.7%)あり、すべて金融・保険業であった。

第 16 表 業種別共同株式移転届出受理件数(平成 21 年度)

(単位:件,()内は%)

業種別 \ 年度	21
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)
建 設 業	0 (0.0)
製 造 業	1 (33.3)
卸 ・ 小 売 業	0 (0.0)
不 動 産 業	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)
サ ー ビ ス 業	0 (0.0)
金 融 ・ 保 険 業	2 (66.7)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)
そ の 他	0 (0.0)
合 計	3 (100.0)

(注) 業種の区分は、新設会社の業種による。

(3) 形態別の動向

平成 21 年度においては、水平関係が 3 件のみであった(第 17 表)。

(注) 形態別の件数は、2 社による共同株式移転の場合には 1 件、3 社による共同株式移転の場合には 2 件とみなして集計している。そのため、合計件数は共同株式移転届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 17 表 形態別共同株式移転件数(平成 21 年度)

(単位:件,()内は%)

形態 \ 年度	水平関係	垂直関係	混合関係				合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計	
21	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)	3 (100.0)

4 事業譲受け等

(1) 態様別の動向

平成 21 年度においては、事業譲受けが 77 件、事業上の固定資産の譲受けが 2 件であった。

(2) 総資産額別の動向

平成 21 年度においては、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額が 100 億円以上のものが過半を占めている（第 18 表）。

第 18 表 事業譲受け等後総資産額別事業譲受け等届出受理件数（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

総資産額 年度	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上	合計	うち外国会社 によるもの
16	24 (14.5)	22 (13.3)	12 (7.2)	48 (28.9)	19 (11.4)	41 (24.7)	166 (100.0)	4
17	21 (14.9)	22 (15.6)	11 (7.8)	43 (30.5)	16 (11.3)	28 (19.9)	141 (100.0)	4
18	30 (22.1)	30 (22.1)	5 (3.7)	24 (17.6)	15 (11.0)	32 (23.5)	136 (100.0)	3
19	22 (17.9)	26 (21.1)	9 (7.3)	33 (26.8)	17 (13.8)	16 (13.0)	123 (100.0)	2
20	11 (12.4)	15 (16.9)	10 (11.2)	33 (37.1)	2 (2.2)	18 (20.2)	89 (100.0)	5
21	12 (15.2)	10 (12.7)	7 (8.9)	27 (34.2)	8 (10.1)	15 (19.0)	79 (100.0)	1

（注 1） 総資産額は、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

（注 2） 平成 10 年独占禁止法改正法による改正により、届出基準額（10 億円超）が総資産合計額によることとされたため、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額が 10 億円未満となる事業譲受け等についても、届出対象となる。

第 19 表 事業譲受け等前総資産額別事業譲受け等届出受理件数（平成 21 年度）

（単位：件）

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上	合計
10 億円未満	3	8	3	7	1	1	23
10 億円以上 50 億円未満	0	2	1	2	0	0	5
50 億円以上 100 億円未満	1	4	1	1	0	0	7
100 億円以上 500 億円未満	2	5	5	4	1	6	23
500 億円以上 1000 億円未満	1	2	1	1	0	1	6
1000 億円以上	4	2	0	2	2	5	15
合計	11	23	11	17	4	13	79

（注 1） 総資産額は、事業譲受け等の前における譲渡会社及び譲受会社単体の総資産額である。

（注 2） 2 社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が 2 社以上である場合には、総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とした。

(3) 業種別の動向

平成 21 年度においては、製造業が 34 件（全体の 43.0％）と最も多く、以下、卸・小売業が 27 件（同 34.2％）、サービス業が 9 件（同 11.4％）と続いている（第 20 表）。このうち、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものは 15 件（全体の 19.0％）あり、うち製造業が 10 件、卸・小売業が 5 件であった。

第 20 表 業種別事業譲受け等届出受理件数の推移（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 \ 年度	16	17	18	19	20	21
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
鉱 業	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業	6 (3.6)	3 (2.1)	5 (3.7)	4 (3.3)	4 (4.5)	2 (2.5)
製 造 業	61 (36.7)	47 (33.3)	39 (28.7)	52 (42.3)	35 (39.3)	34 (43.0)
卸 ・ 小 売 業	54 (32.5)	41 (29.1)	44 (32.4)	36 (29.3)	25 (28.1)	27 (34.2)
不 動 産 業	4 (2.4)	5 (3.5)	2 (1.5)	1 (0.8)	3 (3.4)	1 (1.3)
運輸・通信・倉庫業	5 (3.0)	7 (5.0)	18 (13.2)	10 (8.1)	3 (3.4)	1 (1.3)
サ ー ビ ス 業	15 (9.0)	20 (14.2)	12 (8.8)	10 (8.1)	9 (10.1)	9 (11.4)
金 融 ・ 保 険 業	7 (4.2)	5 (3.5)	0 (0.0)	2 (1.6)	5 (5.6)	1 (1.3)
電 気 ・ ガ ス 業	2 (1.2)	1 (0.7)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他	12 (7.2)	11 (7.8)	14 (10.3)	8 (6.5)	5 (5.6)	3 (3.8)
合 計	166 (100.0)	141 (100.0)	136 (100.0)	123 (100.0)	89 (100.0)	79 (100.0)

（注） 業種の区分は，事業等を譲り受けた会社の業種による。

（４）形態別の動向

平成 21 年度においては，水平関係が 55 件（全体の 68.8％）と最も多く，以下，混合関係が 16 件（同 20.0％），垂直関係が 9 件（同 11.3％）と続いている（第 21 表）。

（注） 形態別の件数は，2 社による事業譲受け等の場合には 1 件，3 社による事業譲受け等の場合には 2 件とみなして集計している。そのため，合計件数は事業譲受け等届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 21 表 形態別事業譲受け等件数（平成 20 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

形態 \ 年度	水平関係	垂直関係	混合関係				合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計	
20	57 (63.3)	16 (17.8)	4 (4.4)	4 (4.4)	9 (10.0)	17 (18.9)	90 (100.0)
21	55 (68.8)	9 (11.3)	4 (5.0)	9 (11.3)	3 (3.8)	16 (20.0)	80 (100.0)

5 株式所有

（１）総資産額別の動向

平成 21 年度においては，株式所有前における提出会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものが過半を占めている（第 22 表）。

第 22 表 総資産額別国内会社株式所有報告書提出件数（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

総資産額 年度	20 億円超 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上	合計	うち外国会社 によるもの
16	11 (1.5)	12 (1.6)	209 (28.4)	106 (14.4)	397 (54.0)	735 (100.0)	43
17	16 (2.0)	20 (2.5)	190 (24.1)	116 (14.7)	446 (56.6)	788 (100.0)	37
18	12 (1.3)	37 (4.1)	198 (21.8)	122 (13.4)	541 (59.5)	910 (100.0)	50
19	16 (1.7)	39 (4.0)	274 (28.4)	134 (13.9)	502 (52.0)	965 (100.0)	87
20	10 (1.3)	15 (1.9)	181 (23.1)	127 (16.2)	450 (57.5)	783 (100.0)	46
21	19 (2.4)	12 (1.5)	188 (24.1)	112 (14.3)	450 (57.6)	781 (100.0)	59

（注） 総資産額は，株式所有前における提出会社単体の総資産額である。

（ 2 ）業種別の動向

平成 21 年度においては，製造業が 210 件（全体の 26.9％）と最も多く，以下，卸・小売業が 146 件（全体の 18.7％），金融・保険業が 103 件（同 13.2％）と続いている（第 23 表）。このうち，株式所有前における提出会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものは 450 件（全体の 57.6％）あり，うち製造業が 154 件と最も多く，以下，卸・小売業が 75 件，運輸・通信・倉庫業が 53 件と続いている。

第 23 表 業種別国内会社株式所有報告書提出件数の推移（平成 17 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

業種別 年度	17	18	19	20	21
農 林 ・ 水 産 業	2 (0.3)	3 (0.3)	3 (0.3)	3 (0.4)	5 (0.6)
鉱 業	1 (0.1)	8 (0.9)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)
建 設 業	15 (1.9)	13 (1.4)	13 (1.3)	15 (1.9)	6 (0.8)
製 造 業	180 (22.8)	241 (26.5)	205 (21.2)	181 (23.1)	210 (26.9)
卸 ・ 小 売 業	140 (17.8)	174 (19.1)	226 (23.4)	138 (17.6)	146 (18.7)
不 動 産 業	31 (3.9)	41 (4.5)	38 (3.9)	23 (2.9)	17 (2.2)
運輸・通信・倉庫業	87 (11.0)	114 (12.5)	77 (8.0)	97 (12.4)	84 (10.8)
サ ー ビ ス 業	62 (7.9)	42 (4.6)	74 (7.7)	94 (12.0)	51 (6.5)
金 融 ・ 保 険 業	143 (18.1)	127 (14.0)	199 (20.6)	101 (12.9)	103 (13.2)
電 気 ・ ガ ス 業	14 (1.8)	4 (0.4)	10 (1.0)	7 (0.9)	9 (1.2)
そ の 他	113 (14.3)	143 (15.7)	120 (12.4)	123 (15.7)	150 (19.2)
合 計	788 (100.0)	910 (100.0)	965 (100.0)	783 (100.0)	781 (100.0)

（注 1） 本データは，平成 16 年度以降分から公表されている。

（注 2） 業種は，提出会社の業種による。

(3) 議決権保有割合別の動向

提出会社単体の総資産額が 1000 億円以上のものを議決権保有割合別にみると、平成 21 年度においては、50%を超えて取得したものが過半を占めている（第 24 表）。

第 24 表 総資産額 1000 億円以上の議決権保有割合別国内会社の株式所有報告書提出件数の推移（平成 16 年度以降）

（単位：件，（ ）内は％）

議決権保有割合 年度	10%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超	合 計
16	89 (22.4)	78 (19.6)	230 (57.9)	397 (100.0)
17	117 (26.2)	96 (21.5)	233 (52.2)	446 (100.0)
18	121 (22.4)	119 (22.0)	301 (55.6)	541 (100.0)
19	141 (28.1)	101 (20.1)	260 (51.8)	502 (100.0)
20	99 (22.0)	77 (17.1)	274 (60.9)	450 (100.0)
21	82 (18.1)	81 (17.8)	291 (64.1)	454 (100.0)

第 3 独占禁止法第 9 条の事業報告・設立届出の動向

平成 21 年度においては、独占禁止法第 9 条の規定に基づき提出された事業報告書の件数は 93 件であった。また、会社設立届出書の件数は 5 件であった（第 25～29 表）。

第 25 表 独占禁止法第 9 条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別・会社態様別件数

（単位：件）

	会社態様別 総資産規模別	持株会社（総資産基準 額 6000 億円） 第 9 条第 4 項第 1 号	金融会社（総資産基準 額 8 兆円） 第 9 条第 4 項第 2 号	一般事業会社（総資産 基準額 2 兆円） 第 9 条第 4 項第 3 号	計
1	8 兆円以上	14	9	16	39
2	5 兆円以上 8 兆円未満	3	-	12	15
3	2 兆円以上 5 兆円未満	9	-	29	38
4	1 兆円以上 2 兆円未満	3	-	-	3
5	6000 億円以上 1 兆円未満	3	-	-	3
	合計	32	9	57	98

（注） 上記件数には、平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第 9 条第 5 項及び第 6 項に基づく報告・届出会社の総資産規模別・会社態様別件数を含む。

第 26 表 独占禁止法第 9 条第 4 項の規定に基づく報告書提出会社（持株会社 29 社）

会社名		
アイ・ピー・エム ジャパン ホールディングス LLC 大塚ホールディングス(株) (株)紀陽ホールディングス ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・エルエルシー (株)札幌北洋ホールディングス (株)住生活グループ J・フロントリテイリング(株) (株)セブン&アイ・ホールディングス ソフトバンク(株) 中央三井トラスト・ホールディングス(株)	(株)T & Dホールディングス 東京海上ホールディングス(株) (旧：(株)ミレアホールディングス) (株)東京証券取引所グループ 東短ホールディングス(株) (株)日本製紙グループ本社 日本電信電話(株) 日本郵政(株) (株)ふくおかフィナンシャルグループ 富士フィルムホールディングス(株) (株)ほくほくフィナンシャルグループ	(株)みずほフィナンシャルグループ (株)三井住友フィナンシャルグループ 三井住友海上グループホールディングス(株) (株)三越伊勢丹ホールディングス (株)三菱ケミカルホールディングス (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ (株)山口フィナンシャルグループ (株)りそなホールディングス ヤマトホールディングス(株)

（注） 独占禁止法第 9 条第 4 項の規定に基づく報告書提出会社には，平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第 9 条第 5 項に基づく報告書提出会社を含む。以下同じ。

第 27 表 独占禁止法第 9 条第 4 項の規定に基づく報告書提出会社（金融会社 9 社）

会社名		
(株)静岡銀行 (株)新生銀行 住友信託銀行(株)	住友生命保険（相） 第一生命保険（相） (株)千葉銀行	日本生命保険（相） 明治安田生命保険（相） (株)横浜銀行

第 28 表 独占禁止法第 9 条第 4 項の規定に基づく報告書提出会社（一般事業会社 55 社）

会社名		
アクサ・エス・アー 出光興産(株) 伊藤忠商事(株) (株)オリエントコーポレーション オリックス(株) 関西電力(株) キヤノン(株) 九州電力(株) 麒麟ホールディングス(株) 近畿日本鉄道(株) KDDI(株) (株)神戸製鋼所 シャープ(株) ジェイ エフ イー ホールディングス(株) シティグループ・インク (株)商工組合中央金庫 新日鉱ホールディングス(株) 新日本製鐵(株)	新日本石油(株) 住友金属工業(株) 住友商事(株) セントラル短資(株) 双日(株) ソニー(株) (株)大和証券グループ本社 中国電力(株) 中部電力(株) (株)デンソー 東海旅客鉄道(株) 東京急行電鉄(株) 東京電力(株) (株)東芝 東北電力(株) (株)豊田自動織機 トヨタ自動車(株) 日産自動車(株) 日本証券金融(株)	(株)日本政策金融公庫 (株)日本政策投資銀行 日本たばこ産業(株) 日本電気(株) 野村ホールディングス(株) パナソニック(株) 東日本旅客鉄道(株) (株)日立製作所 富士通(株) 本田技研工業(株) 丸紅(株) 三井物産(株) 三井不動産(株) 三菱地所(株) 三菱重工業(株) 三菱商事(株) 三菱電機(株) 三菱UFJリース(株)

第 29 表 独占禁止法第 9 条第 7 項に基づく届出会社（ 5 社）

会社名	
(株)日本政策金融公庫 明治ホールディングス(株) (株)日本政策投資銀行	(株)池田泉州ホールディングス フィデアホールディングス(株)

（注） 独占禁止法第 9 条第 7 項の規定に基づく届出会社には，平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第 9 条第 6 項に基づく届出会社を含む。

第 4 銀行又は保険会社の議決権保有に関する認可の動向

平成 21 年度においては，独占禁止法第 11 条の規定に基づく認可件数は 6 件であり，すべて同条第 2 項の規定に基づくもの（銀行に係るもの 5 件）であった（第 30 表）。また，同条の規定に基づく認可件数のうち，外国会社に係るものは 1 件であった。

第 30 表 独占禁止法第 11 条の規定に基づく認可件数

（単位：件）

	平成 20 年度	平成 21 年度
銀行	9	5
保険会社	0	1
計	9	6

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移

(単位:件)

年 度	第9条の 事業報告書	第9条の 設立届出書	株式所有 報告書	会社以外の 者の株式所有 報告書	合併 届出受理	分割 届出受理	共同株式移 転届出受理	事業譲受け 等届出受理
昭和22			(2)	(0)	(23)			(22)
23			(31)	(0)	(309)			(192)
24			(13)	(0)	(123)			(53)
			2,373	0	448			143
25			3,840	0	420			207
26			4,546	0	331			182
27			4,795	0	385			124
28			3,863	0	344			126
29			2,827	0	325			167
30			3,033	0	338			143
31			3,080	0	381			209
32			3,069	0	398			140
33			3,316	0	381			118
34			3,170	0	413			139
35			2,991	0	440			144
36			3,211	1	591			162
37			3,231	0	715			193
38			3,844	0	997			223
39			3,921	4	864			195
40			4,534	1	894			202
41			4,325	0	871			264
42			4,075	2	995			299
43			4,069	3	1,020			354
44			4,907	0	1,163			391
45			4,247	2	1,147			413
46			5,832	0	1,178			449
47			5,841	1	1,184			452
48			6,002	0	1,028			443
49			5,738	0	995			420
50			5,108	9	957			429
51			5,229	6	941			511
52			5,085	1	1,011			646
53			5,372	0	898			595
54			5,359	0	871			611
55			5,759	2	961			680
56			5,505	1	1,044			771
57			6,167	1	1,040			815
58			6,033	4	1,020			702
59			6,604	2	1,096			790
60			6,640	6	1,113			807
61			7,202	1	1,147			936
62			7,573	1	1,215			1,084
63			6,351	0	1,336			1,028
平成元			8,193	0	1,450			988
2			8,075	0	1,751			1,050
3			8,034	2	2,091			1,266
4			8,776	0	2,002			1,079
5			8,036	3	1,917			1,153
6			8,954	18	2,000			1,255
7			8,281	1	2,520			1,467
8			9,379	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029		151			179
12	5	1	804		170			213
13	7	7	898		127	20		195
14	16	7	899		112	21		197
15	76	4	959		103	21		175
16	79	1	778		70	23		166
17	80	5	825		88	17		141
18	87	2	960		74	19		136
19	93	2	1,052		76	33		123
20	92	4	829		69	21		89
21	93	5	840		48	15	3	79

(注1) ()内は認可件数である。

- (注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、独占禁止法の一部を改正する法律(平成9年法律第87号)により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、独占禁止法の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出が義務付けられていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出が義務付けられた。

- (注3) 株式所有報告書の裾切り要件(総資産額)は以下のとおり改正されている。

年度	裾切り要件(総資産額)
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超
平成10	100億円超

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって、株式取得に係る事前届出制が導入され、会社であって、その国内売上高(会社等の最終事業年度における売上高(銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益とする。))のうち、国内において供給された商品の価額及び役務の価額を合計した額をいう。以下同じ。)と当該会社が属する企業結合集団(当該会社の親会社〔他の会社の子会社でないもの〕及びその子会社から成る集団をいう。以下同じ。)に属する当該会社以外の会社等の国内売上高を合計した額(以下「国内売上高合計額」という。)が200億円を超えるものは、他の会社であって、その国内売上高と子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、総株主の議決権の数に占める当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合には、公正取引委員会に株式の取得に関する計画を届け出ることが義務付けられた。

- (注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合には、公正取引委員会に合併に関する計画を届け出ることが義務付けられた。

- (注5) 分割の届出は、平成13年に新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社(事業の全部を承継させようとする会社をいう。以下同じ。)と国内売上高合計額が50億円を超える全部承継会社がある場合等には、公正取引委員会に分割に関する計画を届け出ることが義務付けられた。

- (注6) 共同株式移転の届出は、平成22年に新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

- (注7) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に公正取引委員会に事業譲受け等に関する計画を届け出ることが義務付けられた。